

2026年3月23日

会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤 秀之

選挙管理委員の立候補受付について（お知らせ）

この度、本会選挙管理委員会規程第2条第3項にもとづき、選挙管理委員の立候補を下記のとおり受け付け致します。

立候補を希望される方は、要領をご確認の上、4月6日（月）までに所定の立候補届を本会事務局にご提出ください。

記

【選挙管理委員 立候補要領】

- ・資格：本会正会員
 - ※未納会費がないこと
 - ※本会により懲戒処分を受けたことがないこと
 - ※立候補は自薦であること（他薦は認めない）
 - ※本会役員選挙や代議員選挙等の当該選挙に立候補する場合は、委員を辞任すること

- ・任期：2026年度定時総会終結時～2030年度定時総会終結時（4年）
 - ※選挙管理委員会規程第3条第1項により、委員の任期は4年とし、2年ごとに3名ずつを選任する。

- ・定員：3名

- ・手続き：立候補意思のある会員は、下記提出先へ4月6日（月）迄に所定の「立候補届」に必要事項を記入の上、電子メールでご提出ください。

- ・提出先、連絡先：公益社団法人日本理学療法士協会 総務課
〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10 e-mail : senkyo@japanpt.or.jp

以上

【参考1：選挙管理委員会の主業務】

委員としての具体的な業務内容は以下とする。

- ・委員会開催（例年：5回ほど／年）
- ・選挙スケジュールの作成
- ・選挙告示（案）、選挙実施要綱（案）の作成
- ・選挙人名簿の作成
- ・選挙システムの管理、運営
- ・立候補者の受付、書類審査
- ・立候補者公示
- ・選挙公報作成
- ・投票管理
- ・開票、選挙結果公示
- ・当選証書発行
- ・各種問い合わせ対応

【参考2：選挙管理委員会規程（抜粋）】

（選挙管理委員会）

第2条 定款第36条第1項により、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員は、立候補により、正会員の中から総会で選任する。立候補者が欠員の場合に備え、あらかじめ理事会は候補者を推薦するものとし、立候補者に欠員が生じた場合は、立候補者及び理事会が推薦した候補者の中から総会で選任する。
- 4 選挙管理委員会は、6名以内の委員をもって構成し、うち選挙管理委員長及び副選挙管理委員長を1名ずつ置く。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から副選挙管理委員長1名を任命する。
- 7 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。
- 8 副選挙管理委員長は、選挙管理委員長に事故あるとき、その役務を代行する。
- 9 選挙管理委員が、当該の選挙に立候補する場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 10 選挙管理委員会に、選挙管理委員会を所掌する担当役員を置く。ただし、担当役員は、委員会の独立性を担保するために選挙告示日から投票終了までの間は関与せず、理事会や社員総会との窓口に限定する。

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 斉藤秀之殿

公益社団法人日本理学療法士協会
選挙管理委員 立候補届

私は、日本理学療法士協会 選挙管理委員へ立候補いたします。

届出日	年 月 日
会員番号	
氏名	
所属士会	
所属施設	
TEL	(施設) (携帯)
E-MAIL	

【提出先】

公益社団法人日本理学療法士協会 総務課

TEL 03-6804-1421 E-mail : senkyo@japanpt.or.jp